

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪府中央区本町1丁目5番6号
大阪市道路公社
- 2 債 権 の 内 容 本市が平成26年1月31日付けの弁済により債権者に代位した
金銭債権
- 3 放棄する債権の額 金28,590,130,532円
- 4 放棄の理由 債務者が当該債務を弁済することができる見込みがないため

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 村上龍一

説 明

大阪市道路公社に対する本市が平成26年1月31日付けの弁済により債権者に代位した金銭債権を放棄するため、この案を提出する次第である。